

<以下、仮訳ですので、ご使用に当たっては原文をご参照ください>

【索引号】 11100000000014154E/2021-00006 【发文字号】 公告〔2021〕106号

【发文机关】 关税征管局

【成文日期】 2021年12月14日

【标题】 海关总署关于《区域全面经济伙伴关系协定》实施相关事项的公告

<<地域的な包括的経済連携協定（RCEP）>>の実施に関連する事項 についての税関総局公告

税関総署公告(2021)106号

国务院の批准を経て、<<地域的な包括的経済連携協定（RCEP）>>（以下、<<協定>>と略称）は、2022年1月1日から正式に発効する。<<中華人民共和国税関の<地域的な包括的経済連携協定（RCEP）>に基づく輸出入品の原産地管理弁法>>（以下、<<弁法>>と略称；税関総署令第255号公布）の規定に基づき、関連事項を以下のように公告する：

【1】加盟国

<<弁法>>及び本公告で言及している加盟国は、中国、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、日本、ニュージーランド、オーストラリア等の2022年1月1日から正式に<<協定>>を実施する国家を指す。その後、加盟国の範囲に変更が生じた場合、税関総署は別途公告する。

【2】原産地情報の提出

輸入品の荷受人又は其の代理人（以下、輸入者と略称）、輸出品の荷送人又は其の代理人は、<<協定>>に基づく商品の税関申告手続きを行う場合、税関総署公告2021年第34号に従って、<<原産地に関する電子情報交換を未だ実施していない特惠貿易協定に基づく輸入品>>の関連要求事項に対して、<<中華人民共和国税関の輸(出)入品税関申告書>>（以下<<税関申告書>>と略称）に記入し、原産地証明書を提出する。<<協定>>の特惠貿易協定コードは「22」である。

輸入者が、<<特惠貿易協定の原産地情報申告システム>>を通じて、原産地証明電子データに記入する場合、原産地証明の“<<協定>>契約に基づく原産国（地域）”欄に「*」または「**」がある場合、<<特惠貿易協定に基づく原産地>>欄に、「原産地不明（加盟国の最高税率による）」（文字コードHRA、数字コード801）又は「原産地不明（全加盟国の最高税率による）」（文字コードHRB、数字コード802）を記入しなければならない。

【3】税率申請

輸入者が<<弁法>>第27条に従って<<協定>>に基づく税率を申請する場合、以下の方式に従って手続きしなければならない。

(1) 申請は、商品の生産のための原産地材料を提供する他の加盟国が同じ原産地の商品に対して<<協定>>に基づく最高税率を適用している場合には、<<税関申告書>>の「特惠貿易協定に基づく原産地」欄に「原産地不明（関連加盟国に応じた最高税率）」と記入

し、関連する証明資料を提出する。

(2) 申請は、全ての他の加盟国が同じ原産地商品に対して<<協定>>に基づく最高税率を適用している場合には、<<税関申告書>>の「特惠貿易協定に基づく原産地」欄に「原産地不明（全加盟国に応じた最高税率）」と記入する。

【4】原産地証明書の申請

<<弁法>>の第 33 条に基づき、申請者は、税関に対して、中国国際貿易促進委員会及び其の他地方支部等の我国の証明機関が<<協定>>に基づき発効した原産地証明書を申請することができる。

<<協定>>に基づいてシンガポール、タイ、日本、ニュージーランド、オーストラリアに輸出する場合の原産地証明書は、自己印刷可能な証明書であり、関連事項は、税関総署公告 2019 年第 77 号に従って実施される。

【5】原産地証明の発行

税関によって認定された承認輸出業者は、税関総署令第 254 号及び関連公告の規定に従って、原産地宣言を発行しなければならない。

【6】電子データ未記入の場合

<<弁法>>第 22 条に従って、原産地証明書の発行、又は連続する原産地証明を申請し、且つ商品が入境する際に「特惠貿易協定原産地情報申告システム」による原産地証明の初回電子データが未記入の場合、原産地証明書の申請者又は承認輸出業者は、補足して記入しなければならない。

【7】輸送途中の商品について

<<協定>>が発効する前に既に他の加盟国から輸出されたが、未だ我国に到着していない輸送中の商品については、輸入者は 2022 年 6 月 30 日までに税関に対して、有効な原産地証明書を提出した場合、<<協定>>に基づく協定税率を申請して受けることができる。

<<協定>>が発効する前に既に我国から輸出されたが、未だ他の加盟国に到着していない輸送中の商品については、2022 年 6 月 30 日までに、申請者は<<弁法>>の規定に従って原産地証明書の交付を申請することが出来、承認輸出業者は原産地宣言を発行することができる。

【8】付属書

<<弁法>>第 3 条に記載されている製品の特定原産地規則は付属書 1 を参照し、第 14 条に記載されている<<特別商品リスト>>については付録 2 を参照し、第 18 条に記載されている原産地証明書の形式と記入方法は別紙 3 を参照し、原産地宣言の最低情報要件については付録 4 を参照し、第 29 条に記載されている税関に対する補足申告の形式については付録 5 を参照してください。

本公告自 2022 年 1 月 1 日起实施。

特此公告。

海关总署

2021 年 12 月 14 日

附件:产品特定原产地规则.doc

特别货物清单.doc

原产地证书格式.doc

原产地声明最低信息要求.doc

进口货物原产资格申明.doc